

品川区教育委員会会議記録

平成 25 年 第 12 回 定例会

場 所 教育委員室

期 日 平成 25 年 9 月 24 日

開 会 午後 4 時 00 分

閉 会 午後 4 時 50 分

出席委員	委 員 長	鈴木 敏夫
	委員長職務代理者	市川 信之助
	委 員	安尾 久子
	委 員	波多野 美佳
	教 育 長	中島 豊
欠席委員		

出席職員	教 育 次 長	田村 信二
	庶 務 課 長	齋藤 信彦
	学 務 課 長	和氣 正典
	指 導 課 長	渋谷 正宏
	品川図書館長	中元 康子
	制度改革・待機児童対策担当課長	今井 裕美

議事運営 および 委員長、教育 長報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> 署名委員に市川委員、波多野委員を指名。 日程第2 報告事項1「御殿山幼稚園の再移転に伴う北品川地区保育・教育施設について」について保育課制度改革・待機児童対策担当課長を、品川区教育委員会会議規則第20条の規定に基づき出席を求めている。
---------------------------------	--

件名	<p>日程第1 第34号議案</p> <p>いじめ根絶宣言について</p>
担当課説明等	<p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明 <p>(統括指導主事)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明
委員質疑要旨	<p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ根絶宣言を各学校に掲示することだが、全校共通のものを掲示するのか。
事務局説明	<p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回ご審議いただいているいじめ根絶宣言は、全校に共通のものを掲示する。また、この宣言文をベースに各学校の児童会および生徒会等で教育委員会の宣言文とは別にいじめ根絶宣言を作成し、学校には教育委員会および学校で作成した宣言文を掲示する。 <p>(教育次長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回ご審議いただいているいじめ根絶宣言は、議決をいただいた後に区議会へ報告するとともに、現在、各地域で行っている教育に関する意見交換会、官公署等連絡会など広く区民の方にも周知する予定である。このいじめ根絶宣言は、清書したものを額縁等に入れ、学校の玄関や出入口など、児童・生徒がいつも目に触れる場所に掲示して風化させないようにする。 <p>(統括指導主事)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ根絶宣言の制定日が、平成二十五年九月二四日となっているが、「二四日」ではなく「二十四日」が正しいため、「十」の文言を追加修正させていただきたい。
委員意見要旨	特になし
議事結果	修正可決

<p>件名</p>	<p>日程第2 報告事項1 御殿山幼稚園の再移転に伴う北品川地区保育・教育施設について</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(保育課制度改革・待機児童対策担当課長) ・ 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員A) ・ 再移転することにより保育・教育施設が新設されるとのことだが、これにより受け入れ人数は増員できるのか。</p> <p>(委員B) ・ 現在、区内に待機児童は何名いるのか。</p> <p>(委員C) ・ 保育・教育施設が新設されることにより、待機児童は一定程度解消できるのか。</p> <p>(委員A) ・ 幼稚園や保育園における預かり時間に対する状況はどうなっているのか。</p>
<p>事務局説明</p>	<p>(保育課制度改革・待機児童対策担当課長) ・ 受け入れ定員について、再移転することにより、認定こども園で4・5歳児枠、幼保一体施設は0～3歳児枠が新設されるため、0～5歳児の100名程度の定員増が見込める。 ・ 平成25年4月1日現在、区内における待機児童は62名である。昨年度、待機児童は50名であったため、区としては今年度当初より500名近くの保育園等の定員枠の拡大を行ってきたが、結果、今年度は、昨年度より待機児童数がプラス12名となっているのが現状である。 ・ 近年、待機児童の解消に向け定員枠の拡大を行っているが、0～5歳児の人口が増えている状況である。家庭でも2人目のお子さんを産む方や保育園に入園したい方が増加している傾向があるため、区としても来年度に向けて保育・教育施設の新規開設の検討を行うなど様々な対策をとっていきたい。また、平成27年度には、子ども・子育ての新制度もできるため、待機児童の解消に向け努力をしていきたい。 ・ 区立幼稚園全園において預かり保育を実施しており、幼稚園に通っている方でも保育園と同様、午後5時までお子さんを預かることができる。また、保育園、幼稚園については「のびのび育つしながわっこ」という保育園および幼稚園共通の乳幼児教育のプログラムがある。</p>
<p>委員意見要旨</p>	<p>特になし</p>
<p>議事結果</p>	<p>了承</p>

<p>件名</p>	<p>日程第2 報告事項2 保護者アンケートの結果について</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(指導課長) ・ 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員B) ・ 「現在通っている学校に満足している」の項目において、小学校では86%、中学校では81%の保護者が満足していると回答しているが、反対に満足していない理由にはどういったものがあるか。</p> <p>(委員E) ・ 小学校、中学校とも高学年になるにつれて勉強時間が少なくなっているが、どういった理由が挙げられるか。 ・ 小中一貫教育の取組みや義務教育を4・3・2のまとまりで考えることについて、保護者と教育委員会事務局との意見や実態が離れていることが課題と考えるが、教育委員会事務局としてはどう考えているか。</p> <p>(委員B) ・ 保護者アンケートについては、毎年実施するのか。</p>
<p>事務局説明</p>	<p>(指導課長) ・ 保護者アンケートについては、全ての項目がマークシートでの回答であるため、学校に満足していない理由は把握できない。今後は、回答方法について、把握ができるよう検討していきたい。 ・ 小学校、中学校とも高学年になるにつれて勉強時間が少なくなる要因として、親が直接子どもの勉強を指導することが少なくなってきたことが挙げられる。そのため、実際、子どもが行っている勉強時間と親が把握している勉強時間に大きく差が出ていると考える。また、低学年の場合、台所や居間などで実際に親が子どもの勉強している姿を確認しているため、親に取ったアンケートと子どもに取ったアンケートでは、勉強時間数の回答に差が出てくるのではないかと考える。</p> <p>(教育次長) ・ 小学校、中学校とも高学年になるにつれて勉強時間が少なくなる結果については、教育委員会事務局としても深く受け止めなければならない。家庭の教育力の問題は、各地域で行っている教育に関する意見交換会でも取り上げられている。現実には、親と子が向き合う時間が少なくなっているのが現状である。そのため、家庭にも教育に対する協力が必要であると考えます。 ・ 教育委員会事務局としては、小中一貫教育の取組みや義務教育を4・3・2のまとまりで編成する施策を推進してきたが、保護者にとっては必ずしも良い評価ではなかったことが把握できた。例えば、小中一貫教育における施設一体型には良い理解があっても、分離型は理解が低い結果など、保護者と教育委員会事務局とでは認識の差がある。この結果を重く受け止め保護者との認識のギャップを埋めていかなければならない。</p> <p>(指導課長) ・ 保護者アンケートについては、毎年実施するとともに、別途、児童・生徒に対するアンケートも行っていきたいと考えている。</p>
<p>委員意見要旨</p>	<p>(委員C) ・ 保護者アンケートは、保護者の意見が数字としてはっきり表れるので</p>

	継続して行ってほしい。また、中学校生活は、生徒にとって非常に大切な時期でもあるため、このアンケート結果を踏まえて教育施策等に生かしてほしい。
議事結果	了承

件名	日程第2 報告事項3 平成26年度小・中学校における土曜日の授業の実施について
担当課説明等	(指導課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	日程第2 報告事項4 図書館電算システムリプレイスにともなうサービスの変更について
担当課説明等	(品川図書館長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	日程第3 その他 体罰事故に関する教職員の処分について
担当課説明等	(指導課長) ・ 口頭により説明
委員質疑要旨	(委員C) ・ 停職1ヶ月の処分は、どの程度の重さなのか。 ・ 処分内容については、個人の経歴に残るのか。 (委員B) ・ 他の自治体の処分内容に停職3ヶ月とあったが、どのような体罰行為を行ったのか。
事務局説明	(指導課長) ・ 東京都全体で42名が体罰における処分を受け、うち1名が区の教員であった。懲戒処分の種類には重い順に免職、停職、減給、戒告の4種類があり、停職は2番目に重い処分となる。東京都の処分結果として、停職3ヶ月が3名、停職1ヶ月が6名の報告があった。 ・ 処分内容については、本人の履歴として記載が残るため、公務員にとっては将来的にも厳しい履歴となる。 ・ 停職3ヶ月の体罰理由の一例として、区部中学校において、サッカー一部顧問の28歳男子教諭が、勤務校の校庭において部活動中の男子部員16名に対して、試合での態度が悪かったため指導した際、手の平で頬および頭頂部を叩き、また、拳で腹部およびみぞおち付近をこづくまたは殴る、大腿部、わき腹および足首を蹴る等の行為を合計60回程度を7件行ったなどの事例がある。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承